令和5年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者
［更新研修］ 開催要領

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの質の確保のため、サービス管理責任者等の知識及び技術の維持・向上を目的として本研修を実施する。

2. 実施主体

秋田県（運営主体：秋田県障害者社会参加推進センター）

3. 研修日程・会場・受講定員

	期　日	研修形式	会　場	定　員
更新研修 第1回目	9月21日（木）	**集合**	**秋田県社会福祉会館　2階展示ホール 秋田市旭北栄町１番５号**	131名程度
更新研修 第2回目	9月22日（金）	**オンライン**		131名程度

4. 受講対象者

秋田県内の事業所に現在勤務している方で、次の①又は②の要件を満たす者

①平成30年度までにサービス管理責任者等研修（旧研修制度：分野別（地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、介護、就労、児童）を修了して、これまで更新研修を未受講の方

・上記①該当者で今回初めて更新研修を受講する方には、受講のための要件は必要ありませんが、これは<u>令和5年度までの経過措置ですのでご留意ください。</u>

★令和5年度はこの経過措置の最終年度となりますので、今年度受講しない場合、来年度以降は【実践研修】を受講する必要がありますので、ご留意ください。

②令和元年度にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）〔更新研修〕を修了した方

・2回目の更新研修受講者は次の（ア）又は（イ）のどちらかの受講要件を満たす必要があります。

（ア）<u>今年度の更新研修の研修開始日において、過去5年間に2年間以上のサービス管理責任者等、管理者又は相談支援専門員として実務経験があること。</u>

（イ）<u>現在、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事していること。</u>

※実務経験年数について、サービス管理責任者については【参考資料1】を、児童発達支援管理責任者については【参考資料2】を参照してください。

※<u>①と②ともに、「サービス管理責任者」と「児童発達支援管理責任者」の両方の更新研修修了証書の交付を希望される方については、それぞれの実務経験年数及び（ア）の受講要件を満たすことが必要になります。</u>

5. 研修内容

（別紙）「令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者［更新研修］日程表」のとおり実施します。

6. 申込方法・受講決定・受講料

（1）申込方法

①令和5年7月12日(水)から7月31日(月)午後5時(必着)までに、当協会ホームページに掲載している『サービス管理責任者等「更新研修」申込フォーム』に必要事項を入力し、申込してください。

郵送、持参及びファックスでの申込は受付けませんので、ご注意ください。

(http://www.normanet.ne.jp/~ww100132/center/center4.html)

申込後、フォームから自動返信メールが届きます。必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は「迷惑メールに届いていないか。」又は「登録メールアドレスに入力間違いがないか。」を改めて確認してから速やかに研修事務局までご連絡ください。

②「申込フォーム」に入力する前に、下記の提出書類をあらかじめ PDF にし、その後、必要事項を入力して申込フォームからアップロードして送信してください。アップロードをし忘れた方は、受講申し込み専用メールアドレス(sabikan@awc.or.jp)へその旨を記載し、添付してすみやかに送信してください。

・提出書類

(ア)初めて更新研修を受講する方(平成30年度までに旧研修制度(分野別研修)を修了した方)

・サービス管理責任者等研修の受講済の「修了証書」の写し

(イ)2回目の更新研修を受講する方(令和元年度以降に更新研修を修了した方)

・初回の更新研修の「修了証書」の写し

・更新研修(2回目)受講要件証明書「サビ管様式5号」の写し

(ウ)サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の両方の更新研修修了証書を希望される方は、「サビ管様式3号」又は「サビ管様式4号」の写し

※提出された研修申込書(申込フォームから)や「修了証書」の写し等に虚偽の申告等が認められた場合は、直ちに受講を取消し、今後、当該事業所の申込を受付することができなくなりますので、ご留意ください。また、虚偽の証明書を偽造・行使した場合は、私文書偽造罪(刑法第159条、161条)に問われることがあるのでご留意ください。

(2)受講決定

受講申込のあった全ての事業所に対して、8月17日(木)頃に事業所へメールで受講の可否を通知しますので、事業所の担当者は、確実にその内容を受講者にメール等によりお知らせください。

なお、申込者が定員を超過した場合は、以下の(ア)~(ウ)を総合的に勘案し県と協議して受講者を決定します。

(ア)平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した方を優先(令和5年度が経過措置の最終年度のため)

(イ)現在サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者又は相談支援専門員として従事している方を優先

(ウ)事業所から届け出のあった推薦順位や同一法人内での申込人数等を勘案する。

(3)受講料

受講決定となった方について、期日まで納入してください。

○納入方法:口座振込(振込にかかる手数料は受講者負担とします。)

○受講料:5,500円

〇振込締切日：令和5年8月31日(木)【厳守】
〇領収証：振込明細書をもって領収書の発行に代えます。
〇振込先口座等、詳細については受講決定時にお知らせします。
なお、納入後のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
受講者については、当センターが受講要件等を確認し、事業所からの推薦順位等も含めて内容を精査し、県と協議して最終的に決定します。

7. 修了証書の交付等

①研修修了者に対しては、県が発行する修了証書を集合研修受講者は当日に交付し、オンライン研修受講者は後日郵送します。

②研修は全日程を受講する必要があり、遅刻、中座、早退等は欠席として扱い、研修修了者とはみなされませんので、修了証書の交付ができません。また、研修中、進行の妨げになる発言・行動または研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における途中離脱や終始無言等)、退場していただくことがあります。この場合、修了証書の交付はできません。

8. その他

①事業所の申込担当者の方は、受講申込者本人が研修の趣旨や目的を理解せずに申込することのないよう、本要領により必ず受講申込者本人に受講目的や受講条件等を理解しているか確認して申込してください。

②**「事前課題」は研修講義の約1か月前に当センターのホームページに掲載しますので、作成し期日までに提出してください。事前課題が未提出の場合は、研修講義は受講できません。**
また、「更新研修」で使用する研修講義資料は、事前に当センターのホームページに掲載しますので、プリント等を行い受講当日は、手元において受講してください。

③受講者に関する個人情報は、本研修の名簿の作成、受講決定の送付、履修状況の管理など、本研修のみの目的で使用します。他の目的での使用や無断で第三者に提供する事はありません。
また、秋田県では、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、個人情報として十分な注意を払った上で責任をもって一元的に管理することにしております。

④集合研修の受講者は、社会福祉会館駐車場は、駐車スペースに限りがあり、ご利用できない場合がありますので、ご留意ください。公共交通機関や周辺の有料駐車場をご利用ください。(秋田県社会福祉協議会のホームページでご確認ください)
※当日は、本人確認のため受講決定通知書をプリントアウトしたものを持参してください。
・昼食は各自で準備願います。研修会場で食事ができます(食堂あり)。
・会場内の温度調整をいたしますが、温度差が出る場合がありますので個人において上着やひざ掛け等調整できるようにご準備をお願いいたします。
・感染症予防のため、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いいたします。

⑤オンライン研修の受講者は、Zoomを使用して受講できるインターネット環境が必要となります。

・1人1台のパソコンを用意してください（ウェブカメラ、ヘッドセット等が必要です）。

・スマートフォンやタブレットでは Zoom のシステム上、演習時のグループ別討議に参加できません。演習に参加できない場合は、受講者と見なしませんのでご注意ください。

・研修の数日前に Zoom の接続チェックを行います。参加は原則として任意ですが、研修当日の接続トラブルは、研修の円滑な進行に重大な支障をきたし、場合によっては研修受講者と見なされないことも想定されますので十分ご留意ください。詳細については、受講決定時にお知らせします。

9.申込・問合せ先

社会福祉法人　秋田県身体障害者福祉協会（秋田県社会参加推進センター）
〒010－0922　秋田市旭北栄町1番5号　県社会福祉会館1階
秋田県身体障害者福祉協会内　秋田県社会参加推進センター　サビ管研修担当　鹿子澤・渡辺
TEL：018－864－2780（土日、祝日を除く9時から17時まで）　FAX：018－864－2781
受講申込専用メール：sabikan@awc.or.jp